

知的財産権法改正に関する動向

EHS&S 研究センター知財マネージャー 兼 企画部 高橋 広樹

Keyword：知的財産，法改正

1. はじめに

日本政府が「知的財産立国」^{注1)}を宣言した2002年以降、その実現を目指してさまざまな施策が進められており、企業においても事業活動のグローバル化により知的財産戦略への意識やアプローチが大きく変化している。特許出願件数の推移をみても、日本国内から国外出願に、さらには量から質重視に変化していることがわかる(図1, 2)。

近年では、国際競争の激しさが増す厳しい情勢下において、日本のさらなるイノベーション促進を目的とした知的財産制度^{注2)}の整備が次々に行われている。

本稿では、2015年、2014年に改正された知的財産権法のポイントについて簡単に紹介する。

2. 2015年法改正について

2.1 職務発明制度の見直し〔特許法35条〕

従業者等がした職務発明の特許を受ける権利は、発明が完成した時から使用者等に帰属することとなった。

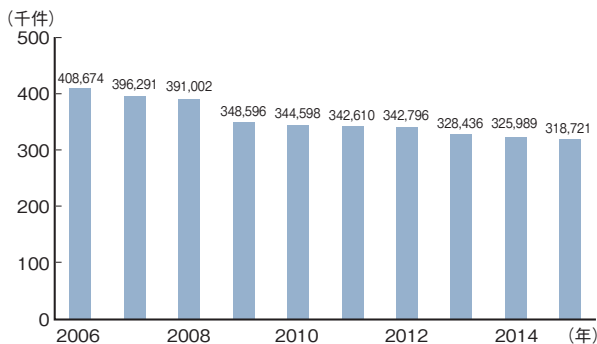


図1 日本国内への特許出願件数の推移¹⁾

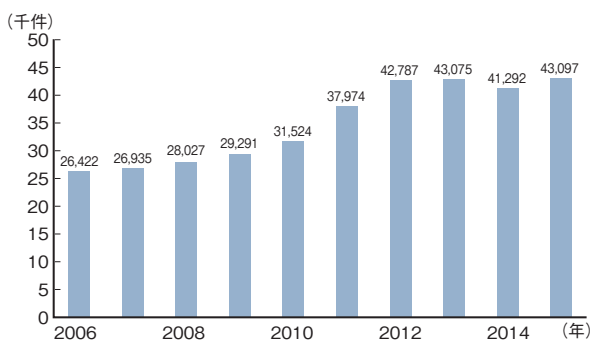


図2 特許協力条約^{注3)}による国外への特許出願件数の推移¹⁾

また、従業者等は、使用者等に特許を受ける権利を取得させた場合には、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有することとなった。

従前、特許を受ける権利は従業者等に帰属し、使用者等はその特許を受ける権利を従業者等から承継する形をとっており、その承継に係る手続きが負担となっていた。本改正によって、使用者等は迅速な知的財産戦略を行うことができるようになった。

2.2 料金の改定〔特許法等関係手数料令1条，特許法107条，商標法40条，商標法41条の2，商標法65条の7〕

特許出願料および特許料は、10%程度引き下げられた。また、商標設定登録料は25%程度、商標更新登録料は20%程度引き下げられた(表1)。

2.3 特許法条約・シンガポール条約への加入

特許法条約(PLT: Patent Law Treaty)と、商標法に関するシンガポール条約(STLT: Singapore Treaty on the Law of Trademarks)に加盟することとなった。これにより、以下の救済規定が新設された。

1) 期間の延長〔特許法5条〕

特許庁長官、審判長または審査官指定の手続きすべき期間、いわゆる指定期間を徒過した場合でも、期間延長の請求により、手続きできることとなった。本改正により、

表1 料金改定

手続き	改定前	改定後
特許出願	15,000円	14,000円
特許料 第1~3年毎年	2,300円+請求項数×200円	2,100円+請求項数×200円
特許料 第4~6年毎年	7,100円+請求項数×500円	6,400円+請求項数×500円
特許料 第7~9年毎年	21,400円+請求項数×1,700円	19,300円+請求項数×1,500円
特許料 第10年以降毎年	61,600円+請求項数×4,800円	55,400円+請求項数×4,300円
商標設定 登録料	区分数×37,600円	区分数×28,200円
商標更新 登録料	区分数×48,500円	区分数×38,800円

たとえば拒絶理由通知に反論できる期間、いわゆる応答期間を徒過した場合でも、期間延長の請求により、反論すなわち意見書、手続補正書を提出できることとなった。

2) 期間経過後の書類提出〔特許法36条の2、同法43条、同法184条の11〕

外国語書面出願の翻訳文の提出が、優先日から1年4か月以内になかった場合は、出願人に対しその旨が通知されることとなった。なお、パリ優先権の証明書提出手続き、特許管理人選任の届出提出手続きにおいても、同様の措置が講じられることとなった。

3) 出願日の認定〔特許法38条の2〕

特許出願のための次の3要件を満たせば、出願日が認定されることとなった。ただし、3要件のみを満たした出願は、出願日は認定されるものの、方式的要件不備として手続補正指令の対象になる。

- ①特許を受けようとする旨の表示が明確である
- ②特許出願人を特定できる程度に明確に氏名や名称の記載がある
- ③明細書が添付されている

4) 先の出願の参照〔特許法38条の3〕

特許出願時に明細書および必要な図面の添付がない場合でも、その旨および経済産業省令で定める事項を記載した書面を出願と同時に提出すれば、出願日が認定されることとなった。

5) 明細書等の一部不備〔特許法38条の4〕

明細書または図面について、その一部の記載が欠けていることを発見したときは、その旨が出願人に通知されることとなった。

6) 登録料の納付〔商標法41条、同法41条の2、同法41条の3、同法65条の8〕

商標登録査定謄本送達から30日を経過した場合でも、期間延長の申請により、経済産業省令で定める期間であれば、登録料を納付することができることとなった。なお、防護標章登録^{注4)}においても同様である。

2.4 商標権の効力が及ばない範囲〔商標法26条〕

地理的表示^{注5)}に登録された商標については、商標権の効力が及ばない旨の規定が新設された。

3. 2014年法改正について

3.1 救済措置の拡充〔特許法108条、同法41条、同法48条の3〕

災害（海外含む）等のやむを得ない事由が生じた場合には、迅速な手続期間の延長を可能とする、制度利用者の利便性の向上に資する救済措置が規定された。手続期間の延長に係る規定、優先権主張に係る規定、特許出願審査の請求期間の徒過に係る規定が対象になることとなった。

3.2 特許異議の申立て制度の創設〔特許法113条〕

特許権の早期安定化のため、簡易かつ迅速な審理が可能な特許異議の申立て制度が創設された。特許公報の発行日から6か月以内に限り、何人でも申立てすることができることとなった。

3.3 ジュネーブ協定への加入

ハーグ協定のジュネーブ改正協定に加盟することとなった。これにより、複数国に意匠を一括出願することが可能となった。

3.4 商標保護対象の拡充〔商標法2条〕

商標の定義が見直され、商標の保護の対象が拡充された（表2）。

3.5 地域団体商標登録主体の拡充〔商標法7条の2〕

地域団体商標制度の登録主体に、商工会、商工会議所および特定非営利活動法人が追加されることとなった。

3.6 国際機関の紋章等と類似する商標の適切な保護〔商標法4条〕

国際機関が使用する紋章等を他者が商標登録することを防止する義務を課されているが、国際機関と関係があるとの誤認を生じない商標については商標登録を行うことができることとなった。

3.7 弁理士の使命の明確化〔弁理士法1条〕

知的財産に関する専門家としての弁理士の使命を弁理士法上に明確に位置づけるとともに、出願以前のアイデア段階での相談業務ができる旨の明確化等の弁理士の業務の拡充が行われることとなった。

3.8 利益相反行為の緩和〔弁理士法31条、同法48条〕

特許業務法人が協議を受けて取り扱った事件について、その社員または使用人として自ら関与していない弁理士は、当該特許業務法人から離れた後、別の相手方から依頼を受けて当該事件を取り扱うことができるものとすることとなった。

表2 新たに保護対象となった商標

種類	保護対象
動き	文字や図形が時間の経過に伴って変化する商標
ホログラム	文字や図形がホログラフィーその他の方法により変化する商標
色彩のみ	単色または複数の色彩の組み合わせのみからなる商標
音	音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標
位置	文字や図形の標章を商品等に付す位置が特定される商標

3.9 手数料納付手続きの簡素化〔特許協力条約18条〕

特許協力条約に基づく国際出願に係る手数料のうち他国の特許庁等に対する手数料について、日本国特許庁に対する手数料と一括で納付することができることとなった。

3.10 著作権の見直し〔著作権法79条, 同法80条, 同法81条, 同法84条〕

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、電子書籍が増加する一方で、出版物が違法に複製され、インターネット上にアップロードされた海賊版被害が増加していることから、紙媒体による出版のみを対象とした著作権制度が見直され、電子書籍に対応した著作権の規定が制定された²⁾。

4. おわりに

企業が利益を拡大するためには、自社の知的財産をオープン状態にして、有償または無償で他社が実施できるようにすることと、自社の知的財産をノウハウとして秘匿する、または、知的財産権として排他的にクローズ状態にて独占実施することを戦略的に組み合わせる、いわゆるオープン&クローズ戦略が不可欠である。

また、競争力を迅速かつ効率的に強化していくためには、一企業内ですべての研究開発を行うのではなく、自社の研究開発の成果に、ライセンスや権利移転により、他社の知識、技術などのさまざまなリソースを適切に組み合わせることも必要である。

当社は、新規および既存のお客様に対して、高度かつ複雑な知的財産戦略に対応すべく常に動向をウォッチングし、イノベーションを推進する付加価値の高い知的財産関連サービスを提供していく考えである。

[注記]

注1) 「知的財産立国」は、発明・創作を尊重するという国の方向を明らかにし、ものづくりに加えて、技術、デザイン、ブランドや音楽・映画等のコンテンツといった価値ある「情報づくり」、すなわち無形資産の創造を産業の基盤に据えることにより、我国経済・社会の再活性化を図るというビジョンに裏打ちされた国家戦略である³⁾

注2) 「知的財産制度」は、知的創造活動によって生み出されたものを、創作した人の財産として保護するための制度である。知的財産基本法において、「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見または解明がされた自然の法則または現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品または役務を表示するものおよび営業秘密その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報のことである。また「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利または法律上保護される利益に係る権利のことである。知的財産権は、創作意欲の促進を目的とした「知的創造物についての権利」と、使用者の信用維持を目的とした「営業上の標識についての権利」に大別される。知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つを総称し「産業財産権」という(図3)⁴⁾

注3) 「特許協力条約」(PCT: Patent Cooperation Treaty) は、一つの出願ですべての加盟国に出願したことと同じ効果を得られる制度である

注4) 「防護標章登録」は、著名な登録商標をより保護することを目的として、著名登録商標と同一標章で非類似指定商品または役務についても登録を受けることができる制度である

注5) 「地理的表示」は、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」(地理的表示法)により、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物食品のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称が付されているものについて、その地理的

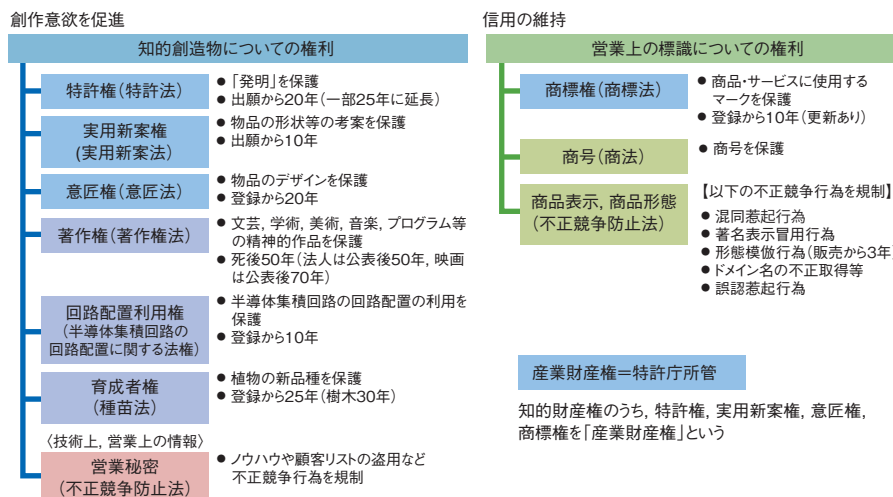


図4 GIマーク⁵⁾

図3 知的財産権の種類⁴⁾

表示を知的財産として保護し、もって、生産業者の利益の増進と需要者の信頼の保護を図ることを目的とする。また、登録された製品の確立した特性と地域との結び付きが見られる真正な地理的表示産品であるものに、GIマークを表示することができる（図4）



たかはし ひろき
高橋 広樹

EHS&S 研究センター知財マネージャー 兼 企画部
知財戦略コンサルティング業務に従事

[参考文献]

- 1) 特許庁：<http://www.jpo.go.jp/shiryu/toukei/index.html>, 2016.4.25
- 2) 文化庁：http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h26_hokaisei, 2016.4.25
- 3) 首相官邸：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/kettei/020703taikou.html>, 2016.4.25
- 4) 特許庁：http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/h27_syosinsya.htm, 2016.4.25
- 5) 農林水産省：http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html, 2016.4.25

Synopsis

Trends in Revisions to Intellectual Property Rights Laws

Hiroki TAKAHASHI

Against a background of increasingly fierce international competition, recent years have seen the streamlining of intellectual property systems one after the other with the aim of further promoting innovations in Japan.

The year 2015 saw developments such as review of the Employee Invention System [Article 35 of the Patent Act] and the revision of fees [Article 1 of the Ordinance for Fees Related to Patent Act, etc., Article 107 of the Patent Act, Article 40, Article 41, Paragraph 2, Article 65, Paragraph 7 of the Trademark Act] while undertakings such as the establishment of a patent opposition system [Article 113 of the Patent Act] and the expansion of the scope of targets for trademark protection [Article 2 of the Trademark Act] were implemented in 2014.